

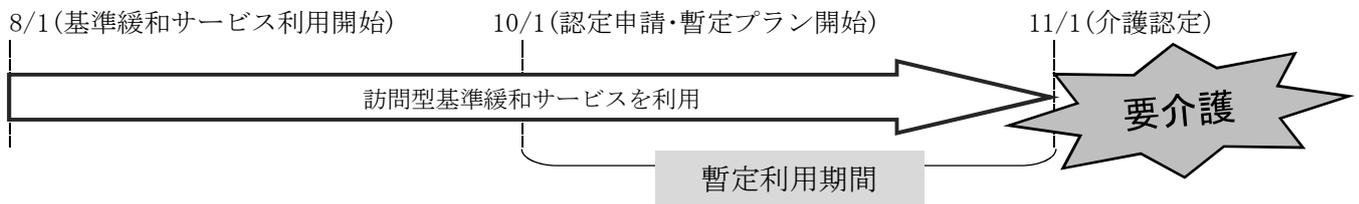
■ 認定申請中における基準緩和サービス利用の注意点

基準緩和サービスは資格要件等を緩和した総合事業独自のサービスであり、介護給付や予防給付のサービスとは基準が異なるため、要介護認定を受けた後、暫定で利用していた期間の分について、介護給付の訪問介護や通所介護として保険給付することができません。

一方、総合事業のサービスは、介護給付のサービスを開始するまでの間は支給できることとなっています。したがって、結果が要介護となった場合でも、認定結果が出るまでの間、基準緩和サービスのみ利用であれば基準緩和サービスについて保険給付が可能です。認定結果が出るまでの間、基準緩和サービスと予防給付のサービスを併用した場合には、基準緩和サービスと予防給付のサービスのどちらか一方のサービスについて保険給付ができませんので注意が必要です。

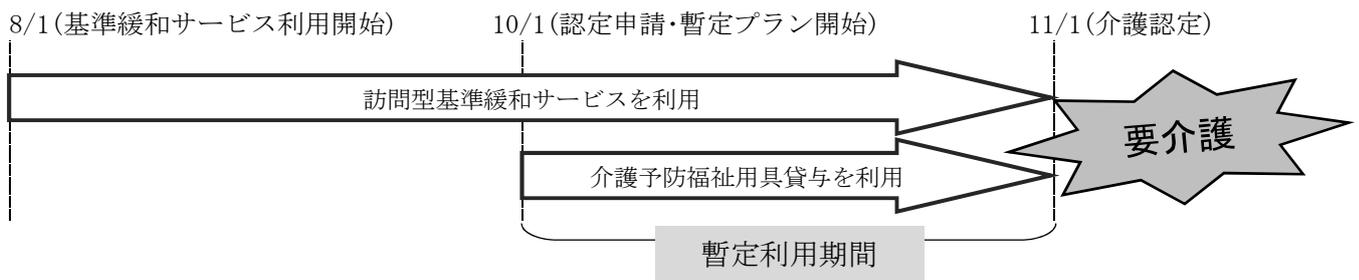
なお、介護給付のサービスの開始の判定については、居宅サービス計画作成依頼届の適用日をもって開始日とします。

Q 1 : 8月1日から基準緩和サービスのみを利用している「事業対象者」が、10月1日に認定申請し、認定結果が「要介護」となった場合の暫定部分の請求は？



A. 基準緩和サービスとして請求可。申請日に遡り10月から要介護となるが、介護給付のサービス開始までは総合事業のサービスについて給付が可能であるため。(居宅サービス計画作成依頼届の適用日が11月以降であることが前提。)

Q 2 : 8月1日から基準緩和サービスを利用している「事業対象者」が、10月1日に認定申請し、申請日から暫定で介護予防福祉用具貸与の利用を開始し、認定結果が「要介護」となった場合の暫定部分の請求は？



A. 福祉用具については、介護給付の福祉用具貸与として請求可。基準緩和サービスについては、介護給付のサービスとして請求することは出来ないため全額自己負担。(居宅サービス計画作成依頼届の適用日が10月であることが前提。なお、11月付けの居宅サービス計画作成依頼届であれば基準緩和サービスについて請求可能だが、福祉用具貸与分が全額自己負担となる。)

⇒「要介護」が見込まれる利用者に対して、認定申請中に予防給付のサービスと基準緩和サービスを併用する場合には、サービスの一部が全額自己負担となる可能性があるため注意が必要。

※認定結果が「要支援」の場合には、総合事業のサービスと予防給付のサービスの両方の利用が可能のため、全額自己負担となることはない。

認定申請期間中のサービス利用と費用の関係

●事業対象者が認定申請し、結果が「非該当」または「要支援」となった場合

利用サービス	認定結果		非該当の場合	要支援の場合
	費用請求区分			
給付のみ	給付サービス費		全額自己負担	予防給付
	ケアマネジメント費		事業	予防給付
給付と事業併用	①	給付サービス費	全額自己負担	予防給付
		事業費（介護予防相当サービス）	事業	事業
		ケアマネジメント費	事業	予防給付
	②	給付サービス費	全額自己負担	予防給付
		事業費（基準緩和サービス）	事業	事業
		ケアマネジメント費	事業	予防給付
事業のみ	①	事業費（介護予防相当サービス）	事業	事業
		ケアマネジメント費	事業	事業
	②	事業費（基準緩和サービス）	事業	事業
		ケアマネジメント費	事業	事業

※事業対象者は基本的には要支援相当のかたである。上の表は申請中のサービスに対する費用について参考を示しているものであり、事業対象者が認定申請し「非該当」となることは基本的に想定していない。

●事業対象者が認定申請し、結果が「要介護」となった場合

利用サービス	要介護とする時期		申請日から要介護	認定日から要介護
	費用請求区分			
給付のみ	給付サービス費		介護給付	—
	ケアマネジメント費		介護給付	—
給付と事業併用	①	給付サービス費	介護給付	—
		事業費（介護予防相当サービス）	介護給付	—
		ケアマネジメント費	介護給付	—
	②	給付サービス費	介護給付	全額自己負担
		事業費（基準緩和サービス）	全額自己負担	事業
		ケアマネジメント費	介護給付	事業
事業のみ	①	事業費（介護予防相当サービス）	介護給付	事業
		ケアマネジメント費	介護給付	事業
	②	事業費（基準緩和サービス）	—	事業
		ケアマネジメント費	—	事業

※介護給付サービスの利用開始＝居宅サービス計画作成依頼届の適用日
この前日を持って事業対象者としての有効期間が終了し、事業からの支給が終了します。

暫定利用分の請求で注意を要するケース I

A	申請前の状態	認定後の状態	暫定利用したサービス
	無し(新規)	→ 要介護	

●ケースの具体例

- ・認定を受けていないかたが、7月16日に認定申請。
- ・認定申請日から介護予防訪問介護相当サービス（A2）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

介護給付のサービスに置き換えて請求。

B	申請前の状態	認定後の状態	暫定利用したサービス
	無し(新規)	→ 要介護	

●ケースの具体例

- ・認定を受けていないかたが、7月16日に認定申請。
- ・認定申請日から訪問型基準緩和サービス（A3）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

基準緩和サービスは要介護のかたは利用できないため、全額自己負担。

C	申請前の状態	認定後の状態	暫定利用したサービス
	無し(新規)	→ 要介護	

●ケースの具体例

- ・認定を受けていないかたが、7月16日に認定申請。
- ・認定申請日から介護予防福祉用具貸与と介護予防通所介護相当サービス（A6）と訪問型基準緩和サービス（A3）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

予防給付サービス分：介護給付のサービスに置き換えて請求。
 介護予防相当サービス分：介護給付のサービスに置き換えて請求。
 基準緩和サービス分：要介護のかたは利用できないため、全額自己負担。

※暫定利用のサービスが、予防給付サービス+基準緩和サービス、介護予防相当サービス+基準緩和サービスの場合も同様。

暫定利用分の請求で注意を要するケースⅡ

D	区変前の状態	区変後の状態	暫定利用したサービス
	要支援	→	要介護

●ケースの具体例

- ・要支援のかたが、7月16日に区分変更申請。
- ・暫定期間に介護予防訪問介護相当サービス（A2）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

介護給付のサービスに置き換えて請求。

E	区変前の状態	区変後の状態	暫定利用したサービス
	要支援	→	要介護

●ケースの具体例

- ・要支援のかたが、7月16日に区分変更申請。
- ・暫定期間に訪問型基準緩和サービス（A3）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

基準緩和サービスは要介護のかたは利用できないため、全額自己負担。

F	区変前の状態	区変後の状態	暫定利用したサービス
	要支援	→	要介護

●ケースの具体例

- ・要支援のかたが、7月16日に区分変更申請。
- ・暫定期間に介護予防福祉用具貸与と介護予防通所介護相当サービス（A6）と訪問型基準緩和サービス（A3）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

予防給付サービス分：介護給付のサービスに置き換えて請求。
 介護予防相当サービス分：介護給付のサービスに置き換えて請求。
 基準緩和サービス分：要介護のかたは利用できないため、全額自己負担。

※暫定利用のサービスが、予防給付サービス+基準緩和サービス、介護予防相当サービス+基準緩和サービスの場合も同様。

暫定利用分の請求で注意を要するケースⅢ

G	申請前の状態	認定後の状態	暫定利用したサービス
	事業対象者	要介護	介護予防相当サービス

●ケースの具体例

- ・事業対象者が、7月16日に認定申請。
- ・認定申請日から介護予防訪問介護相当サービス（A2）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

【居宅届の日付が8月15日以降の場合】

介護予防相当サービスとして請求。

【居宅届の日付が7月16日の場合】

介護給付のサービスに置き換えて請求。

H	申請前の状態	認定後の状態	暫定利用したサービス
	事業対象者	要介護	基準緩和サービス

●ケースの具体例

- ・事業対象者が、7月16日に認定申請。
- ・認定申請日から訪問型基準緩和サービス（A3）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

基準緩和サービスとして請求。

※居宅届の日付は8月15日以降の日付。

7月16日とした場合、暫定利用分は全額自己負担となる。

I	申請前の状態	認定後の状態	暫定利用したサービス
	事業対象者	要介護	予防給付サービス+介護予防相当サービス+基準緩和サービス

●ケースの具体例

- ・事業対象者が、7月16日に認定申請。
- ・認定申請日から介護予防福祉用具貸与と介護予防通所介護相当サービス（A6）と訪問型基準緩和サービス（A3）を利用。
- ・8月15日に「要介護」の認定結果が出た場合。

●暫定利用分の請求

【居宅届の日付が8月15日以降の場合】

予防給付サービス分：全額自己負担。

介護予防相当サービス分：介護予防相当サービスとして請求。

基準緩和サービス分：基準緩和サービスとして請求。

【居宅届の日付が7月16日の場合】

予防給付サービス分：介護給付のサービスに置き換えて請求。

介護予防相当サービス分：介護給付のサービスに置き換えて請求。

基準緩和サービス分：全額自己負担。

※暫定利用のサービスが、予防給付サービス+基準緩和サービス、介護予防相当サービス+基準緩和サービスの場合も同様。